

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

指定電気通信設備制度及び日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件について「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」で定められている検証項目

### 2 資料入手方法

意見募集対象については、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>)に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて報道資料を配布します。

### 3 意見の提出方法

様式の意見書に必要な事項(氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

#### (1)電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: [compe-sg@ml.soumu.go.jp](mailto:compe-sg@ml.soumu.go.jp)

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「@」を「@」に置き換えてください。

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 まで

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル(ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。))として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。\*

#### (2)FAXを利用する場合

FAX番号: 03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 まで

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### (3)郵送する場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 まで

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。

ります。その場合の磁気・光ディスクの条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク:3.5インチ、2HD

光ディスク:コンパクトディスク

光磁気ディスク:MOディスク

○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。\*

#### 4 意見提出期限

平成 22 年 10 月 8 日(金)午後 5 時(必着)

(郵送の場合は、同日付け必着)

#### 5 留意事項

意見が 4000 字(A4判用紙4枚程度)を超える場合、その内容の要旨を 1000 字(A4判用紙1枚程度)以内で添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内(<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名(法人等にあつてはその名称)やその他属性に関する情報は公表する場合があります。匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。別紙にはページ番号を記載してください。

検証項目			意見	
1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証		
		イ 指定の対象に関する検証		
		ウ アンバンドル機能の対象に関する検証		
	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証		
		イ 指定の対象に関する検証	(注)	
	(3) 禁止行為に関する検証	3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	
			イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証	
3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証				
2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1) 検証の対象			
3 その他				

(注) アンバンドルすることが望ましい機能に関する意見を含む。

<記載要領>

・「意見」欄には、御意見の具体的内容を御記入下さい。その際、制度の有効性・適正性ではなく、制度の運用の適正性に関する御意見を御記入ください。